

〔空穂物語後藤〕うへは、あやしくてうせぬるあそんたちかなよき女の有所をきゝてすきものどもはいぬるならんとて、かへらせ給にけり。

〔空穂物語吹上〕みかご左大將にのたまはす、こよひすゞしなかたゞにたまふべき物國のうちにおほえぬを。あそんのみなたまふべきとおほせらる。

〔源氏物語二十二〕そのあね君はあそむのをどうとやもたる、さも侍らず、このふたとせ計ぞかくてものし侍れど、おやのをきてにたがへりと思ひなげきて、心ゆかぬやうになんき、給ふる。

〔源氏物語乙女〕殿の舞姫は惟光朝臣のつかみにて左京大夫かけたる娘かたちなどいとおかしげなる聞えあるをめす、からいことに思ひたれど、大納言の外ばらのむすめを奉らるるに、朝臣のいつき娘、いだしてたらん、なにのはぢかあるべきとさいなめば、わびておなじくは宮づかへやがてせさすべく思ひをきてたり。

〔南留別志〕一朝臣といふ事、もと朝廷の臣といふ事にて、漢語より出たり、後に和訓をつくる時に、朝夕の意をかりて、あさおんの反にて、あそんとよみたるなり、

〔南留別志の辨〕古事記に阿曾美といふは、あそんの起なり、ことばに漢字をつけたるなり、漢字に言葉をつけたるにはあらず、

〔倭訓采前編〕アソミもと阿曾美とかけり、私記に我身に副の義、帝王相親むの詞也といへり、後に朝臣と填しはあさおみの義、さお反そ也、朝は朝廷の義ながら、その本義をもて訓せり、あそんと唱ふるは音便なり、阿曾美も相副臣の義なるべし侍従の意に近し、獨斷に公卿侍中尙書衣帛而朝曰朝臣、諸營校尉將大夫以下亦爲朝臣と見えたり、○中上野國多胡郡碑に、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊とかけるは、あそんのあを略書せしなり、

〔玉勝間三〕朝臣といふ字の事